

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース



第72号

急増する「フィッシング詐欺」 あやしいメールに気を付けて！

フィッシング詐欺とは、実在の企業になりすましてメールを送り、これらの公式サイトとそつくりの偽サイトに誘導し、個人情報を入力させて盗み取る詐欺をいいます。なぜフィッシング詐欺と呼ばれるかといふと、個人情報を「釣り上げる」ためといわれています。被害を防ぐために具体的な事例を知つておきましょう。

■事例①

偽の宅配事業者からの「お客様宛てにお荷物のお届けにあがりましたが、不在のため持ち帰りました。配達物は下記によりご確認ください」という不在通知を装ったSMS（電話番号で受け取るメッセージ）から偽サイトに誘導された。

■事例②

携帯電話会社をかたる偽メールが届き、「IDやパスワードを入力したところ、身に覚えのない高額商品の請求が来た。

金融機関を装ったメールから偽サイトへ誘導され、口座情報や暗証番号を入力したところ、預金を引き出された。

フィッシング詐欺の被害に遭わないためには、実在の企業などから心当たりのない不審なメールが届いても、記載されたURLをクリックしないことです。

実在する企業から届いたメールが本物か迷うときは、検索サイトでその企業の公式サイトを調べ、掲載されている電話番号に問い合わせましょう。また、偽サイトと思われるサイトでパスワードを入力してしまします。

今回のケースでは、電子マネーの領収書やメールの配信元とやり取りをしたメールが残っていたため、それらの証拠と経緯をまとめた書類を電子マネー運営会社に提出し、対応を依頼しました。その結果、メールの配信元は一部返金に応じました。



今月の相談

応募した覚えはないが、「〇億円当選しました。受け取りには手数料が必要です」というメールが届いた。指示通りにコンビニで電子マネーを購入し、カード裏面の番号を写真に撮って送信したが、何度も支払っても当選金がもらえない。

相談事例紹介 「高額当選しました」というメールに注意

儲かる話はありません。このようなメールをきっかけにトラブルが生じた場合は、消費生活センターや警察（#9110）に相談してください。



問 幕別町消費生活センター（☎ 55-5800）

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

テレビショッピングで「1週間以内返品可能」と言っていたマッサージチェアを購入した。うまく使えないため返品を申し出たが「通電した商品は返品できない」。テレビ画面でも表示していると言われた。番組を録画していたので確認したところ、最後に小さな文字で表示されていたが、気付かなかった。使用しないと使い心地は分からない。返品したい。

(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

テレビショッピング 返品条件をよく確認！

ひとこと助言

注文時に
よく確認

